

「持続可能なトラック輸送及び再配達ゼロ」 の推進に関する協定書

宮城県（以下「甲」という。）、公益社団法人宮城県トラック協会（以下「乙」という。）、佐川急便株式会社南東北支店（以下「丙」という。）、日本郵便株式会社（以下「丁」という。）及びヤマト運輸株式会社（以下「戊」という。）とは、次のとおり「持続可能なトラック輸送及び再配達ゼロ」の推進について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、物流の2024年問題を契機として、運送事業者、荷主及び消費者の物流を取り巻く環境への関心と行動変容を呼び起こし、もって県民生活を支える社会インフラである物流機能の維持を図ることを目的とする。

（取組）

第2条 甲、乙、丙、丁及び戊は、前条の目的を達成するため、次に掲げる項目について、所掌の範囲で連携し協力する。

- （1）トラック輸送の維持及び再配達の縮減に向けた普及啓発活動
- （2）業務改善事例の情報交換
- （3）その他前条の目的を達成するために必要な事項

（秘密の保持）

第3条 甲、乙、丙、丁及び戊は、この協定の実施を通じて知り得た情報について、当事者が承諾した場合を除き、他者へ提供するなど、外部へ漏らしてはならない。

（連絡体制）

第4条 この協定を効果的に運用するため、甲は経済商工観光部商工金融課を、乙は業務部を、丙は仙台営業所営業課を、丁は要員集配部集配業務担当を、戊は宮城主管支店営業担当を、それぞれ連絡担当部署に指定し、相互に連絡を取り合うものとする。

2 それぞれの連絡担当部署は、移転等によって連絡先が変更された場合、必ず他の連絡担当部署全てにその旨を連絡することとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、令和6年9月18日から令和7年3月31日までとする。

ただし、期間終了日の30日前までに、甲、乙、丙、丁及び戊のいずれかが、他の全ての協定締結者に対し、文書で終了の意思を表示しないときは、この協定は1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度甲、乙、丙、丁及び戊が全員で協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書5通を作成し、甲、乙、丙、丁及び戊が署名の上、各自その1通を所持する。

令和6年9月18日

甲 宮城県知事

村井嘉浩

乙 仙台市若林区卸町五丁目8番3号
公益社団法人宮城県トラック協会
会長

庄子清一

丙 仙台市宮城野区扇町七丁目5番3号
佐川急便株式会社 南東北支店
支店長

鈴木将義

丁 仙台市青葉区一番町一丁目1番34号
日本郵便株式会社
常務執行役員 東北支社長

小野木喜恵子

戊 仙台市泉区明通三丁目3番地の1
ヤマト運輸株式会社 東北統括
執行役員

山内秀司